K-18の運動方向調査結果 -H-0.2-60孔(条線観察,上盤側)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-339 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で4°R,129°Rの条線が認められ,下盤側換算すると176°R,51°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。

<u> 拡大写真範囲A</u>



条線方向①

観察面写真

観察面拡大写真A



<u> 拡大写真範囲B</u>





観察面写真

観察面拡大写真B

詳細観察写真B

2.5-1-354

(24) K-19の運動方向調査結果

K-19の運動方向調査結果 - 概要-



H-23-25

H-23-50

14-23-45

8.4

凡例

(破線はさらに延長する可能性のある箇所)

赤字 K-19で運動方向の観察を実施したポーリング孔

100m

K-19以外の断層(主部を太線で表記)

(破線はさらに延長する可能性のある箇所)

K-19(主部を太線で表記)

K-19に対応する破砕部位置

50

. .

PRR G-08-65



変位センス

(条線観察)

(不明)

(不明)

(不明)

変位センス

(薄片観察)

右横ずれ

逆断層

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれを





K-19

H+09-72

H-03-75

新動力站。

H+ -03-60

H--05 H--03-65

所由为品

H-02-60

H--20

H--13

H-25+

H-28 H-25

あっクスカルパート

hinai 第の時

1

FL-10m

11, 04

EL-10e 11-20w

EL-30+

11.-40= TL-50+ 11-60m EL-70e EL-10-11-10-£1.-100m EL-110# EL-125e

EL-130#

EL-140m £1.-150m

\$1.-100m \$L-170m

EL-100e

EL-100m EL-200+

£1-210=

EL-220=

#19

H-15

+ -15 ++ -12

7H-12 H

H-11-60 低角から

H-11-87 H-15-40

H-13 H-15-95

取水路 投影

0

K-19の運動方向調査結果 -H--1.0孔-

第902回審査会合 資料1 P.93 再掲

OH--1.0孔の深度113.05~113.16mにおいて, K-19に対応する破砕部が認められる。 Oこの破砕部を対象として、コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1 P.94 再掲

K-19の運動方向調査結果 -H--1.0孔(コア観察)-

〇深度113.15m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片や鉱物片の配列が認められる。 〇固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片や鉱物片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。 〇断層の走向傾斜がNS/57°Eであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真

2.5-1-358

K-19の運動方向調査結果 -H--1.0孔(条線観察,下盤側)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-343 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で75°R,35°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。







観察面写真

観察面拡大写真

K-19の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔-

OH-0.2-75孔の深度165.77~165.87mにおいて、K-19に対応する破砕部が認められる。 〇この破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察、薄片観察を実施し、粘土状破砕部の運動方向 を確認した。



第902回審査会合 資料1

P.95 再掲

K-19の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 資料1 P.96 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部と母岩の境界である深度165.80m付近に, 厚さ4.0~6.6cmの粘土状破砕部が認め られる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において、条線観察及び薄片観察を実施した。





K-19の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で65°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。









観察面写真

^{詳細観察写真} 2.5-1-362

K-19の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.98 再掲

○主せん断面において65°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,上盤側から粘土状破砕部,安山岩(角礫質)※に分帯される。
○粘土状破砕部中及び粘土状破砕部と安山岩(角礫質)の境界にY面が認められる。このY面は一部で密着し,不明瞭となっており,連続性に乏しい。

Oその他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-19の運動方向調査結果 -H-0.2-75孔(薄片観察,詳細観察)-

第902回審査会合 資料1 P.99 再掲

○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
○断層の走向傾斜がN13°W/78°NE、条線レイクが65°Rであることから、粘土状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。



2.5-1-364

(25) K-20の運動方向調査結果

K-20の運動方向調査結果 -概要-

○コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では左横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



観察結果 一覧表

Ι	試料名	走向/傾斜 (走向は真北)	固結した破砕部	粘土状破砕部		
			変位センス (コア観察,薄片観察)	条線の レイク ^{*1}	変位センス (条線観察)	変位センス (薄片観察)
H [ž	H2.6孔 [深度13.09m]	N3° E/65° SE	正断層	105°R	(不明)	左横ずれ 逆断層
				150°R	(不明)	

第902回審査会合 資料1

P.101 一部修正

*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

矢印(≰)の向きは断層の傾斜方向を示す



第902回審査会合 資料1 P.102 再掲

K-20の運動方向調査結果 −H--2.6孔-

 ○H--2.6孔の深度13.00~13.16mにおいて, K-20に対応する破砕部が認められる。
 ○この破砕部を対象として, コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
 ○次に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 固結した破砕部の運動方向及び粘土状破 砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1 P.103 再掲

K-20の運動方向調査結果 −H--2.6孔(コア観察)-

○深度13.10m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片の配列が認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN3°E/65°SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真

第902回審査会合 資料1 P.104 再掲

K-20の運動方向調査結果 -H--2.6孔(コア観察, CT画像観察)-

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部に挟まれた深度13.10m付近に, 厚さ0.1~0.3cmの粘土状破砕部が認められる。 ○粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。



CT画像(H- -2.6孔)



K-20の運動方向調査結果 -H--2.6孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で75°R,30°Rの条線が認められ,下盤側換算すると105°R,150°Rとなる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



(成心凶) ※走向は真北で示す。









^{詳細観察写真} 2.5-1-370

K-20の運動方向調査結果 -H--2.6孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.106 再掲

- 〇主せん断面において105°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,固結した粘土・砂 状破砕部※に分帯される。
- 〇粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部(上盤側)の境界をなすY面1が認められる。このY面1は直線的に発達するが,一部で他の構造に切られており,連続性に乏しい。
- ○固結した粘土・砂状破砕部(下盤側)と粘土状破砕部の境界をなすY面2が認められる。このY面2は湾曲し密着して不明瞭であり、直線性、連続性に乏しい。

Oその他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



K-20の運動方向調査結果 -H--2.6孔(薄片観察,詳細観察①)-

○固結した粘土・砂状破砕部中の岩片や鉱物片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN3°E/65°SE、薄片作成方向が105°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる岩片の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

第902回審査会合 資料1

P.107 再掲

〇断層の走向傾斜がN3°E/65°SE,条線レイクが105°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



K-20の運動方向調査結果 -H--2.6孔(薄片観察,詳細観察②)-

第902回審査会合 資料1 P.108 再掲

○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる岩片の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
○断層の走向傾斜がN3°E/65°SE,条線レイクが105°Rであることから、粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



(26) K-21の運動方向調査結果

K-21の運動方向調査結果 -概要-

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



観察結果	一覧表
------	-----

	走向/傾斜 (走向は真北)	固結した破砕部	粘土状破砕部(砂状破砕部)		
試料名		変位センス (コア観察,薄片観察)	条線の レイク ^{*1}	変位センス (条線観察)	変位センス (薄片観察)
H3.0-45孔 [深度32.84m]	N9° E/62° SE		47°R	(不明)	
H3.0' -46孔 [深度36.66m]	N8° E/67° SE	正断層			右横ずれ 逆断層 ^{*2}

*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

*2:H--3.0-45孔の条線観察結果を踏まえ47°Rで切断し,作成した薄片で確認。

赤字 K-21で運動方向の観察を実施したボーリング子 矢印(▲)の向きは断層の傾斜方向を示す



第902回審査会合 資料1

P.110 一部修正

K-21の運動方向調査結果 −H--3.0-45孔, H--3.0'-46孔 −

○H--3.0-45孔の深度32.84~32.86m, 隣接孔(H--3.0'-46孔)の深度36.66~36.69mにおいて, K-21に対応する破砕部が認められる。
○これらの破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、H--3.0-45孔で条線観察, 隣接孔(H--3.0'-46孔)
で薄片観察を実施し、固結した破砕部の運動方向及び砂状破砕部の運動方向を確認した。



②-②'断面図

第902回審査会合 資料1

P.111 再掲

K-21の運動方向調査結果 -H--3.0-45孔, H--3.0'-46孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 資料1 P.112 再掲

OH- -3.0-45孔のコア観察, CT画像観察結果より, 母岩と固結した角礫状破砕部の境界である深度32.85m付近に, 厚さ0.1~1.2cmの粘土状破砕 部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を、主せん断面として抽出した。

○隣接孔(H--3.0'-46孔)のコア観察, CT画像観察結果より, 母岩と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度36.65m付近に, 厚さ0.3~0.8cmの砂状破砕部が認められる。

〇砂状破砕部を伴う比較的直線性·連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

○H--3.0-45孔の主せん断面において条線観察を実施し,隣接孔(H--3.0'-46孔)の主せん断面においてH--3.0-45孔の条線観察結果を用いて 薄片を作成し,観察を行った。





K-21の運動方向調査結果 -H--3.0-45孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果、下盤側の観察面で47°Rの条線が認められる。 〇観察面において、礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



※走向は真北で示す。







観察面拡大写真

第902回審査会合 資料1 P.114 再掲

K-21の運動方向調査結果 -H--3.0'-46孔(薄片観察)-

○H--3.0'-46孔の主せん断面において,隣接孔(H--3.0-45孔)の条線方向(47°R)で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,砂状破砕部,凝灰角礫岩*に分帯される。
 ○固結した粘土・砂状破砕部と砂状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は直線的,連続的に発達する。
 ○砂状破砕部と凝灰角礫岩の境界をなすY面2が認められる。このY面2は一部で直線的だが,薄片中央で密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。
 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-21の運動方向調査結果 -H--3.0'-46孔(薄片観察,詳細観察①)-

第902回審査会合 資料1 P.115 再掲

〇固結した粘土・砂状破砕部中の岩片や鉱物片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。 〇断層の走向傾斜がN8°E/67°SE,薄片作成方向が47°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



第902回審査会合 資料1 P.116 再掲

K-21の運動方向調査結果 -H--3.0'-46孔(薄片観察,詳細観察②)-

○砂状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる岩片の引きずりや粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
○断層の走向傾斜がN8°E/67°SE,条線レイクが47°Rであることから、砂状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。



K-21の運動方向調査結果 -H--3.0'-46孔(参考:想定深度付近コア写真)-

OK-21想定深度付近(深度33~42m)のコア写真を以下に示す。





(27) K-22の運動方向調査結果

K-22の運動方向調査結果 -概要-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-368 一部修正

○コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



K-22の運動方向調査結果 −H'-0.9-45孔-

OH'-0.9-45孔の深度31.72~31.81mにおいて, K-22に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 固結した破砕部の運動方向及び粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1

P.119 再掲

K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-45孔(コア観察, CT画像観察)-

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部に挟まれた深度31.80m付近に, 厚さ0.2~0.5cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。



第902回審査会合 資料1

P.120 再掲



K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-45孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で60°R,45°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。







観察面写真

観察面拡大写真

K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-45孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.122 再掲

- 〇主せん断面において60°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した角礫状破砕部,粘土状破砕部,固結した角礫状破砕 部※に分帯される。
- 〇固結した角礫状破砕部(下盤側)と粘土状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。
- 〇粘土状破砕部と固結した角礫状破砕部(上盤側)の境界をなすY面2が認められる。このY面2は凹凸を伴い,密着し不明瞭となり,直線性,連続 性に乏しい。

Oその他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。


K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-45孔(薄片観察,詳細観察)-

〇固結した角礫状破砕部中の岩片や鉱物片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 〇断層の走向傾斜がN2°W/65°NE,薄片作成方向が60°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。
 〇粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、粘土状破砕部中の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とし、これらの配列を切断する微細な割れ目をR1面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
 〇断層の走向傾斜がN2°W/65°NE,条線レイクが60°Rであることから、粘土状破砕部の運動方向は右横ずれを伴う逆断層センスである。

第902回審査会合 資料1

P.123 再掲



K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-45孔(参考:想定深度付近コア写真)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-398 再掲

OK-22想定深度付近(深度27~36m)のコア写真を以下に示す。





第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-369 再掲

K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔-

○H-0.9-60孔の深度31.56~31.59mにおいて, K-22に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、薄片観察を実施し、固結した破砕部の運動方向及び粘土 状破砕部の運動方向を確認した。



K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔(コア観察, CT画像観察)・

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-370 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した粘土・砂状破砕部に挟まれた深度31.60m付近に, 厚さ0.1~0.5cmの粘土状破砕部が認められる。 〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 薄片観察を実施した。



K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔(薄片観察①)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-371 再掲

〇0°R,90°Rの直交方向で薄片を作成した。

○主せん断面において0°Rで作成した薄片観察の結果,上盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部※に分帯される。
 ○固結した粘土・砂状破砕部(上盤側)と粘土状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は直線的に発達するが,一部で密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。
 ○粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部(下盤側)の境界をなすY面2が認められる。このY面2は湾曲し密着して不明瞭であり,直線性,連続性に乏しい。
 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔(薄片観察①,詳細観察)

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-372 再掲

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし,Y面直近の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると,見かけ右横ずれの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN16°E/74°SE,薄片作成方向が0°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向の水平成分は右横ずれである。



K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔(薄片観察2)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-373 再掲

〇主せん断面において90°Rで作成した薄片観察の結果,上盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部※に 分帯される。

○固結した粘土・砂状破砕部(上盤側)と粘土状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は一部で密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。 〇粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部(下盤側)の境界をなすY面2が認められる。このY面2は一部で密着し不明瞭となり,連続性に乏しい。 〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-22の運動方向調査結果 -H-0.9-60孔(薄片観察2),詳細観察)

○固結した粘土・砂状破砕部中の岩片や鉱物片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN16°E/74°SE,薄片作成方向が90°Rであることから、固結した破砕部の運動方向の鉛直成分は正断層センスである。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面直近の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

第902回審査会合 机上配布資料1

P.2.5-1-374 再掲

〇断層の走向傾斜がN16°E/74°SE,薄片作成方向が90°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向の鉛直成分は逆断層センスである。



K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-50孔(条線観察,下盤側)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-354 一部修正

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で117°R,67°R,22°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



104 心 臼 ※走向は真北で示す。



<u>拡大写真範囲A</u>



条線方向① **7**117°

観察面写真

観察面拡大写真A

詳細観察写真A

2.5-1-397











観察面写真

観察面拡大写真B

詳細観察写真B

2.5-1-398

K-22の運動方向調査結果 -H'-0.9-50孔(参考:想定深度付近コア写真)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-399 再掲

OK-22想定深度付近(深度27~36m)のコア写真を以下に示す。





(28) K-23の運動方向調査結果

K-23の運動方向調査結果 -概要-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-376 一部修正

〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では右横ずれま たは左横ずれを伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



①-①'断面図

K-23の運動方向調査結果 −H--1.7孔-

OH- -1.7孔の深度71.32~71.36mにおいて, K-23に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 固結した破砕部の運動方向及び粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1

P.126 再掲

K-23の運動方向調査結果 −H--1.7孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 資料1 P.127 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 母岩と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度71.30m付近に, 厚さ0.1~0.2cmの粘土状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を、主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において、条線観察及び薄片観察を実施した。



CT画像(H- -1.7孔)



K-23の運動方向調査結果 -H--1.7孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で80°Rの条線が認められ,下盤側換算すると100°Rとなる。 〇100°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,左横ずれを伴う逆断層センスが推定される。



概念図 ※走向は真北で示す。



観察面写真



条線方向及び硬周りの粘土の非対称構 遣から、逆断層センスを示す。



詳細観察写真

観察面拡大写真

K-23の運動方向調査結果 -H--1.7孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.129 再掲

○主せん断面において100°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から固結した粘土・砂状破砕部,粘土状破砕部,凝灰角礫岩※に 分帯される。

〇粘土状破砕部中にY面が認められる。このY面は、全体として直線的だが、一部で密着し不明瞭となり、連続性に乏しい。

〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-23の運動方向調査結果 -H--1.7孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中の鉱物片の定向配列をP面とすると、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN13°E/72°SE,薄片作成方向が100°Rであることから、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

第902回審査会合 資料1

P.130 再掲

〇断層の走向傾斜がN13°E/72°SE,条線レイクが100°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-377 再掲

K-23の運動方向調査結果 −H--2.0孔-

OH- -2.0孔の深度40.01~40.13mにおいて, K-23に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 角礫状破砕部の運動方向を確認した。



K-23の運動方向調査結果 −H--2.0孔(コア観察, CT画像観察)・

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-378 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 母岩に挟まれた深度40.10m付近に, 厚さ3.0~5.4cmの角礫状破砕部が認められる。 ○角礫状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を, 主せん断面として抽出した。 ○主せん断面において, 条線観察及び薄片観察を実施した。





K-23の運動方向調査結果 -H--2.0孔(条線観察,上盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,上盤側の観察面で95°R,110°Rの条線が認められ,下盤側換算すると85°R,70°Rとなる。 〇85°R(下盤側換算),70°R(下盤側換算)の条線方向及び礫周りの粘土の非対称構造から,右横ずれを伴う逆断層センスが推定される。

拡大写真範囲A



概念図 ※走向は真北で示す。



詳細観察範囲A

観察面拡大写真A





詳細観察写真A



概念図 ※走向は真北で示す。



<u> 拡大写真範囲B</u>



条線方向及び硬周りの粘土の非対称構 造から、逆断層センスを示す。



詳細観察写真B

観察面拡大写真B

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-381 再掲

K-23の運動方向調査結果 -H--2.0孔(薄片観察)-

〇主せん断面において85°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から角礫状破砕部,凝灰角礫岩※に分帯される。 〇角礫状破砕部と凝灰角礫岩の境界をなすY面が認められる。このY面は直線的,連続的に発達する。 〇その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



薄片観察結果 角礫状破砕部: 単ニコルで褐灰色, 直交ニコルで灰色の干渉色を呈する。径15mm以下の岩片や鉱物片が細粒な基質中に含まれる。岩片, 鉱物片は角〜亜円形である。基質中や岩片の縁辺部に粘土鉱物が生成されており, 凝 灰角礫岩との境界付近に比較的多く含まれる。 凝灰角礫岩: 単ニコルで褐灰〜灰色, 直交ニコルで灰色の干渉色を呈する。径10mm以下の岩片や鉱物片が細粒な基質中に含まれる。岩片, 鉱物片は亜角〜亜円形である。

K-23の運動方向調査結果 -H--2.0孔(薄片観察,詳細観察)-

〇角礫状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。





K-23の運動方向調査結果 −H--1.6孔-

OH--1.6孔の深度75.67~75.98mにおいて, K-23に対応する破砕部が認められる。 Oこの破砕部を対象として、コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。



①-①'断面図

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-384 再掲

2.5-1-414

K-23の運動方向調査結果 −H--1.6孔(コア観察)-

○深度75.85m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その上盤側に岩片の配列が認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN4°E/65°SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真

1cm

(29) K-25の運動方向調査結果

K-25の運動方向調査結果 -概要-



〇コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 砂状破砕部では逆断層の変位 センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。



観察結果 一覧表					
試料名	走向/傾斜 (走向は真北)	固結した破砕部	粘土状破砕部(砂状破砕部)		
		変位センス (コア観察,薄片観察)	条線の レイク ^{*1}	変位センス (条線観察)	変位センス (薄片観察)
H1.86孔 [深度83.56m]	N12° E/65° SE	正断層			
H2.18孔 [深度59.88m]	N12° W/67° NE	(不明)	90° R	(不明)	逆断層

*1:上盤側で確認したレイクは下盤側に換算して示す。

赤子 K-25 で運動方向の観察を実施したホーリン・ 矢印(★)の向きは断層の傾斜方向を示す



(1)-(1)'断面図

K-25の運動方向調査結果 -H--1.86孔-

OH--1.86孔の深度83.51~83.56mにおいて,K-25に対応する破砕部が認められる。 Oこの破砕部を対象として、コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1 P.133 再掲

第902回審査会合 資料1 P.134 再掲

K-25の運動方向調査結果 −H--1.86孔(コア観察)-

○深度83.50m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その下盤側に岩片や基質の引きずりが認められる。
 ○固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片や基質の引きずりからP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN12° E/65° SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



第902回審査会合 資料1 P.135 再掲

K-25の運動方向調査結果 −H--2.18孔-

OH- -2.18孔の深度59.58~59.95mにおいて, K-25に対応する破砕部が認められる。
Oこの破砕部を対象に、コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において、条線観察、薄片観察を実施し、砂状破砕部の運動方向を 確認した。



K-25の運動方向調査結果 -H--2.18孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 資料1 P.136 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度59.80m付近に, 厚さ0.1~0.6cmの砂状 破砕部が認められる。

〇砂状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において、条線観察及び薄片観察を実施した。





K-25の運動方向調査結果 -H--2.18孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で90°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。



概念図 ※走向は真北で示す。







観察面写真

観察面拡大写真

詳細観察写真

2.5-1-421

K-25の運動方向調査結果 -H--2.18孔(薄片観察)-

第902回審査会合 資料1 P.138 再掲

- 〇主せん断面において90°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,上盤側から固結した角礫状破砕部,砂状破砕部,固結した粘土・砂状破砕 部※に分帯される。
- 〇固結した角礫状破砕部と砂状破砕部の境界をなすY面1が認められる。このY面1は直線的に発達するが,一部で密着し不明瞭となり,連続性に 乏しい。
- ○砂状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界をなすY面2が認められる。このY面2は直線的に発達するが,一部で密着し不明瞭となり,連続 性に乏しい。

Oその他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。



第902回審査会合 資料1 P.139 再掲

K-25の運動方向調査結果 -H--2.18孔(薄片観察,詳細観察)-

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。

○砂状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし、Y面の直近の一部において認められる粘土鉱物や岩片の微弱な定向 配列をP面とすると、見かけ上盤側上がりの変位が推定される。

〇断層の走向傾斜がN12°W/67°NE,条線レイクが90°Rであることから,砂状破砕部の運動方向は逆断層センスである。



(30) K-26の運動方向調査結果
K-26の運動方向調査結果 -概要-

○コア観察, CT画像観察, 条線観察, 薄片観察結果から, 固結した破砕部では正断層の変位センスが認められ, 粘土状破砕部では左横ずれを 伴う逆断層の変位センスが認められる。観察結果を次頁以降に示す。





K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-75孔-

○H--3.0-75孔の深度42.39~42.59mにおいて, K-26に対応する破砕部が認められる。
○この破砕部を対象として, コア観察により固結した破砕部の運動方向を確認した。
○次に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 条線観察, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



第902回審査会合 資料1

P.142 再掲

第902回審査会合 資料1 P.143 再掲

K-26の運動方向調査結果 −H--3.0-75孔(コア観察)-

〇深度42.60m付近に固結した破砕部のせん断面が認められ、その下盤側に岩片の配列が認められる。
 〇固結した破砕部のせん断面をY面とした時に、岩片の配列からP面を読み取ることができ、見かけ上盤側下がりの変位が推定される。
 〇断層の走向傾斜がN 2° E/66° SEであること、ボーリングの掘進方位及び掘進傾斜から考えると、固結した破砕部の運動方向は正断層センスである。



拡大範囲写真

2.5-1-427

K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-75孔(コア観察, CT画像観察)・

第902回審査会合 資料1 P.144 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 固結した角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度42.60m付近に, 厚さ0.1~0.8cmの粘土 状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

〇主せん断面において、条線観察及び薄片観察を実施した。





K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-75孔(条線観察,下盤側)-

〇主せん断面における条線観察の結果,下盤側の観察面で120°R,95°Rの条線が認められる。 〇観察面において,礫まわりの粘土の非対称構造などの変位センスを推定できるような構造は認められない。





観察面写真

観察面拡大写真

K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-75孔(薄片観察)-



O主せん断面において120°Rの条線方向で作成した薄片観察の結果,下盤側から凝灰角礫岩,粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部※に 分帯される。

○凝灰角礫岩と粘土状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は、直線的に発達するが、一部で密着し不明瞭となり、連続性に乏しい。 ○その他、薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-75孔(薄片観察,詳細観察)-

第902回審査会合 資料1 P.147 再掲

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし,Y面の直近の一部において認められる岩片や粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると,見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN2°E/66°SE,条線レイクが120°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-65孔-

○H--3.0-65孔の深度38.25~38.34mにおいて, K-26に対応する破砕部が認められる。
 ○この破砕部を対象に, コア観察及びCT画像観察により抽出した主せん断面において, 薄片観察を実施し, 粘土状破砕部の運動方向を確認した。



②-②'断面図

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-387 再掲

K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-65孔(コア観察, CT画像観察)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-388 再掲

○コア観察, CT画像観察結果より, 角礫状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界である深度38.30m付近に, 厚さ0.5~1.6cmの粘土状破砕部が認められる。

〇粘土状破砕部を伴う比較的直線性・連続性がよい面を,主せん断面として抽出した。

O主せん断面において,薄片観察を実施した。



CT画像(H--3.0-65孔)

K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-65孔(薄片観察)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-389 再掲

○H--3.0-65孔の主せん断面において,隣接孔(H--3.0-75孔)の条線方向(120°R)で作成した薄片観察の結果,上盤側から粘土状破砕部,固結した粘土・砂状破砕部,凝灰角礫岩※に分帯される。
 ○粘土状破砕部と固結した粘土・砂状破砕部の境界をなすY面が認められる。このY面は直線的・連続的に発達する。
 ○その他,薄片内にY面に相当する構造は認められない。

※分帯名はコア観察での破砕部区分に対応



K-26の運動方向調査結果 -H--3.0-65孔(薄片観察,詳細観察)-

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-390 再掲

○固結した粘土・砂状破砕部中には複合面構造は認められず,変位センスは特定できない。
 ○粘土状破砕部中の岩片や鉱物片の多くに定向性は認められない。ただし,Y面の直近の一部において認められる粘土鉱物の微弱な定向配列をP面とすると,見かけ上盤側上がりの変位が推定される。
 ○断層の走向傾斜がN25°E/71°SE,条線レイクが120°Rであることから,粘土状破砕部の運動方向は左横ずれを伴う逆断層センスである。



(31) 各断層の粘土状破砕部の運動方向(Tangent-lineation diagram)

各断層の粘土状破砕部の運動方向(Tangent-lineation diagram)(陸域)

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-392 再掲

■S-1~B-3の条線のレイク(<u>補足資料2.5-1</u>(2)~(11))をTangent-lineation diagramで表示した結果を以下に示す。 ただし, S-9, B-1は変位センスが確認できるものがなく, Tangent-lineation diagramで表示できないことから, 記載していない。



 凡例
 → 下盤側の運動方向データ (変位センスを直接確認できたもの)
 → 下盤側の運動方向データ (変位センスが不明であるが、他の孔で 確認した変位センスを用いたもの)

条線方向データ (Tangent-lineation diagramで表示)

・矢印の始点は、断層面の極の方向を示し、上盤側からみた下盤側の運動方向を矢印で示す。

各断層の粘土状破砕部の運動方向(Tangent-lineation diagram)(海岸部 1/2)

第902回審査会合 机上配布資料1 P.2.5-1-393 再掲

■K-1~K-26の条線のレイク(補足資料2.5-1(12)~(30))をTangent-lineation diagramで表示した結果を以下に示す。 ただし、K-1、K-3、K-6~K-11は、固結した破砕部のみからなり粘土状破砕部は確認されないこと、K-5は変位センスが確認できるものがなく、 Tangent-lineation diagramで表示できないこと、K-24は運動方向を確認していないことから記載していない。



条線方向データ (Tangent-lineation diagramで表示)



 凡例

 下盤側の運動方向データ (変位センスを直接確認できたもの)

 下盤側の運動方向データ (変位センスが不明であるが,他の孔で 確認した変位センスを用いたもの)

条線方向データ (Tangent-lineation diagramで表示)

・矢印の始点は、断層面の極の方向を示し、上盤側からみた下盤側の運動方向を矢印で示す。



補足資料3.1-1

重要施設と取水路付近の断層との位置関係について

重要施設と取水路付近の断層との位置関係について

○ 重要施設である取水路の設置面での断層の有無を確認するため,取水路沿いのボーリング調査結果等に基づき検討を行うとともに,検討で得られた各断層の取水路設置面での分布位置に ついて,取水路トンネルの建設時の調査資料(取水路スケッチ)との対応を確認した。

【取水路沿いのボーリング調査結果等に基づく検討結果】

○ 取水路沿いの調査等で確認されたK-1, K-2, K-4~K-6及びK-12~K-26について, 取水路設置面での断層の有無を確認するため, 取水路沿いのボーリング調査結果等に基づいて検討した 結果, K-2, K-4, K-5, K-12~K-16, K-22, K-23及びK-26の11本は取水路と交差することから, 取水路設置面に分布すると判断し, 重要施設の直下にある断層と評価した。

○また, K-17は取水路とは離隔し, K-18, K-20, K-21及びK-25は取水路深度付近には認められないことから, これらの断層は取水路設置面には分布しないと考えられる。しかしながら, いずれの断層も取水路と近接して分布しているにもかかわらず, ボーリング調査が取水路位置で実施できておらず, これらの断層が取水路設置面に分布することが完全には否定できないことから, 調査結果の不確かさを考慮し, K-17, K-18, K-20, K-21及びK-25の5本についても重要施設の直下にある断層と評価した。

Oなお, K-1はK-2を越えて深部方向へ連続しないこと(①), K-6はK-2を越えて北方へ連続しないこと(②), K-19はK-14を越えて浅部方向へ連続しないこと(③), K-24はK-12を越えて北方へ連続しないこと(④)を確認しており, いずれも取水路に連続しないことから, 取水路設置面に分布しないと判断し, 重要施設の直下にない断層と評価した。

【 断層と取水路スケッチの対応の確認結果(概要)】 (詳細は, 補足資料2.3-3 P.2.3-3-15)
重要施設の直下にある断層と評価したK-2, K-4, K-5 K-12~K-18, K-20~K-23, K-25及びK-26の16本に ついて,取水路スケッチとの対応を確認した。 K-2, K-12~K-16, K-18, K-22, K-23, K-25及びK-26 の11本の想定延長位置付近には,これらの断層に対応する破砕部あるいは割れ目が認められることから, これらの断層が取水路設置面に分布すると判断した ことと整合する。 取水路スケッチには,これらの断層に対応する箇所以 外に破砕部や連続性を有する割れ目は記載されてい ない。 K-17の想定延長位置は取水路スケッチの範囲外であ り,K-4,K-5,K-20及びK-21については想定延長位 置付近に破砕部や割れ目は認められない。しかしな がら,スケッチ当時は固結した破砕部に関する観点が らの記載がなく,固結した破砕部の有無については 認できないことから,取水路スケッチではこれらの5本 の断層が取水路設置面に分布するか否かについては 判断できない。

補足資料4.2-1

隣接する断層に並走する小規模な断層の検討結果

(1) 水平方向・深度方向の分布の関係

第671回審査会合 資料2 P.91 再掲

OB-1は,水平方向ではS-1に最大約10m程度の離隔で並走し,深度方向ではS-1に会合する関係にある(補足資料4.2-1(1) P.4.2-1-4~7)。



【S-1, B-1の分布(基礎掘削面)】





・基礎掘削面において、B-1はS-1に最大約10m 程度の離隔で並走する。



・岩盤調査坑において、B-1はS-1と並走して分布する。

4.2-1-5



【水平ボーリング(T-1孔, T-2孔, T-3孔, T-4孔) コア写真】







水平方向・深度方向の分布の関係 -S-2・S-6, B-2-

第671回審査会合 資料2 P.96 再掲

OB-2は,水平方向ではS-2・S-6に最大約8m程度の離隔で並走して北部で会合し,深度方向ではS-2・S-6とほぼ同じ傾斜であり,地下深部で認められなくなる(補足資料4.2-1(1) P.4.2-1-9~12)。



【S-2-S-6, B-2の分布(ボーリング断面図)】

ボーリング断面図は、P. 2-13~2-19に示した作図方法に基づき、作成(本頁以降、同様)



位置図

・A-A'断面において、B-2(図中 ■)は、基礎掘削面及びH-6.4孔の深度 43.10m(図中●)で認められ、隣接するS-2・S-6と並走して分布するが、 さらに深部のH-6.6孔において想定延長位置付近(図中□)に認められな い。

一方, S-2・S-6(図中 =)は, 基礎掘削面, H-6.4孔, H-6.6孔(図中 •) に認められ、深部に連続する。

•B-B'断面において、B-2(図中 ■)は、基礎掘削面及びH-6.5'孔の深度 40.95m, H-6.5孔の深度46.32m(図中●)で認められ, 隣接するS-2・S-6 と並走して分布するが、さらに深部のH-6.6孔において想定延長位置付近 (図中□)に認められない。

一方, S-2・S-6(図中 -)は, 基礎掘削面, H-6.5'孔, H-6.5孔, H-6.6孔 (図中・)に認められ、深部に連続する。

•B-2は, S-2•S-6とほぼ同じ傾斜であり, 地下深部で認められ なくなる。





(ボーリングで確認されたS-2・S-6の破砕部の性状については次頁, B-2の破砕部の性状については次々頁, B-2が確認されなかったH-6.6孔の想定延長位置付近の写真は補足資料4.2-1(1) P.4.2-1-12)

【S-2·S-6 破砕部のコア写真】

(m) 341





・H-6.4孔, H-6.6孔, H-6.5' 孔, H-6.5孔において, S-2・S-6が認 められる。



4.2-1-10

【B-2 破砕部のコア写真】









い。なお, 走向傾斜はN33° E/59° SEであり, B-2と対応しない。

・H-6.6孔において想定延長位置付近にB-2は認められない。

4.2-1-12

(2) 断層形成過程に関する知見に照らした検討について

断層形成過程に関する知見に照らした検討について -文献-

第671回審査会合 資料2 P.102 再掲

OB-1はS-1の一部, B-2はS-2・S-6の一部と判断したことについて, 下記の文献による, 断層の形成に関わったゾーンについ ての知見や, 断層の形成に伴うせん断組織についての知見に照らして確認を行う。

